

令和 6 年

第 3 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 6 年 9 月 4 日

閉会 令和 6 年 9 月 日

八 雲 町

アスタリスク

個人情報の保護により議案の一部を「\*」で表示しています。

令和6年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	年末年始の休日を変更することに伴う関係条例の整備に関する条例	
議 案	2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
議 案	3	財産の取得について	
議 案	4	町道路線の変更について	
議 案	5	令和6年度八雲町一般会計補正予算（第6号）	
議 案	6	令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
承 認	1	専決処分の承認を求めることについて	
報 告	1	専決処分の報告について	
報 告	2	専決処分の報告について	
報 告	3	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報 告	4	株式会社木蓮の経営状況の報告について	
諮 問	1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
認 定	1	令和5年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について	
認 定	2	令和5年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定	3	令和5年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定	4	令和5年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	



議案第 1 号

年末年始の休日を変更することに伴う関係条例の整備に関する条例

(八雲町の休日に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町の休日に関する条例（平成17年八雲町条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(八雲町の休日)</p> <p>第1条 次に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は原則として行わないものとする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>12月30日から翌年の1月4日までの</u>  <u>日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>(八雲町の休日)</p> <p>第1条 次に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は原則として行わないものとする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの</u>  <u>日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八雲町条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休日)</p> <p>第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月30日から翌年1月4日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p>	<p>(休日)</p> <p>第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例の一部改正)

第3条 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例（平成17年八雲町条例第78号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
(開館時間及び休館日) 第3条 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ(以下「シルバープラザ」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。			(開館時間及び休館日) 第3条 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ(以下「シルバープラザ」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。		
施設名	開館時間	休館日	施設名	開館時間	休館日
デイサービス事業を行う施設	午前9時00分から午後4時30分まで	土曜日、日曜日及び <u>12月30日から翌年1月4日まで</u>	デイサービス事業を行う施設	午前9時00分から午後4時30分まで	土曜日、日曜日及び <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
上記以外の施設	午前9時から午後9時まで、日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで	<u>12月30日から翌年1月4日まで</u>	上記以外の施設	午前9時から午後9時まで、日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで	<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

(八雲町熊石デイサービスセンター条例の一部改正)

第4条 八雲町熊石デイサービスセンター条例(平成17年八雲町条例第79号)の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
(休所日) 第5条 熊石センターの休所日は、次のとおりとする。 (1) 及び(2) 略 (3) <u>1月1日から同月4日まで及び12月30日、同月31日(前2号に掲げる日を除く。)</u> 2 略		(休所日) 第5条 熊石センターの休所日は、次のとおりとする。 (1) 及び(2) 略 (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u> 2 略	
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

(八雲町バイオマス利活用施設条例の一部改正)

第5条 八雲町バイオマス利活用施設条例(平成21年八雲町条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(利用時間及び休館日) 第3条 略 2 利活用施設の休館日は、次のとおりとする。 (1) 及び(2) 略 (3) <u>12月30日から翌年の1月4日までの</u> 日(前号に掲げる日を除く。) 3 略	(利用時間及び休館日) 第3条 略 2 利活用施設の休館日は、次のとおりとする。 (1) 及び(2) 略 (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの</u> 日(前号に掲げる日を除く。) 3 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町勤労者センター条例の一部改正)

第6条 八雲町勤労者センター条例(平成18年八雲町条例第55号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(休館日) 第4条 勤労者センターの休館日は、次に掲げる日とする。 (1) 及び(2) 略 (3) <u>12月30日から翌年の1月4日までの</u> 日(前号に掲げる日を除く。) 2 略	(休館日) 第4条 勤労者センターの休館日は、次に掲げる日とする。 (1) 及び(2) 略 (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの</u> 日(前号に掲げる日を除く。) 2 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月4日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年八雲町条例第62号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に定める保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び受給者証</u>を提示するものとする。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に定める保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 八雲町国民健康保険条例(平成17年八雲町条例第87号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(過料)</p> <p>第13条 町は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(過料)</p> <p>第13条 町は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月4日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 3 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

1 土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
二海郡八雲町宮園町128番45	学校用地	4,715.17 m <sup>2</sup>
二海郡八雲町緑町55番	学校用地	6,776.99 m <sup>2</sup>
合計	2筆	11,492.16 m <sup>2</sup>

- 2 取得の目的 役場新庁舎の一部として活用を予定している旧八雲養護学校の校舎と一体で管理するため
- 3 取得の方法 契約の定めるところによる。
- 4 取得の金額 12,220,000円
- 5 取得の相手方 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育委員会  
教育長 中島俊明

令和6年9月4日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道路線を次のとおり変更する。

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
13184 音名川線	旧	起 八雲町春日33番1地先 終 八雲町春日595番地先	学林橋、賀呂1号橋、音名川3号橋、道道八雲北桧山線	5,591.80	
	新	起 八雲町春日46番1地先 終 八雲町春日595番地先	学林橋、賀呂1号橋、音名川3号橋、道道八雲北桧山線	5,584.67	

令和6年9月4日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

令和 6 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度八雲町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,390 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,078,586 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,203,314	千円 39,734	千円 5,243,048
	1 地方交付税	5,203,314	39,734	5,243,048
16 道支出金		753,041	1,656	754,697
	2 道補助金	276,268	1,656	277,924
歳 入 合 計		17,037,196	41,390	17,078,586

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,710,072	千円 1,137	千円 3,711,209
	1 総務管理費	3,651,642	1,137	3,652,779
6 農林水産業費		1,422,968	5,733	1,428,701
	1 農業費	376,816	5,733	382,549
7 商工費		407,244	12,760	420,004
	1 商工費	407,244	12,760	420,004
13 諸支出金		15,967	21,760	37,727
	1 諸費	15,967	21,760	37,727
歳 出 合 計		17,037,196	41,390	17,078,586

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,203,314	39,734	5,243,048
16 道支出金	753,041	1,656	754,697
歳入合計	17,037,196	41,390	17,078,586

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,710,072	1,137	3,711,209
6 農林水産業費	1,422,968	5,733	1,428,701
7 商工費	407,244	12,760	420,004
13 諸支出金	15,967	21,760	37,727
歳出合計	17,037,196	41,390	17,078,586

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,137
1,656	0	0	4,077
0	0	0	12,760
0	0	0	21,760
1,656	0	0	39,734

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,203,314	39,734	5,243,048
計	5,203,314	39,734	5,243,048

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	134,183	1,656	135,839
計	276,268	1,656	277,924

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 39,734	普通交付税	千円 39,734

1 農業費補助金	千円 1,656	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金	千円 1,656



3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 792,487	千円 1,137	千円 793,624	千円	千円	千円	千円 1,137
計	3,651,642	1,137	3,652,779	0	0	0	1,137

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

5 農地費	千円 131,215	千円 5,733	千円 136,948	千円 1,656	千円	千円	千円 4,077
計	376,816	5,733	382,549	1,656	0	0	4,077

7 款 商工費

1 項 商工費

3 観光開発費	千円 102,133	千円 12,760	千円 114,893	千円	千円	千円	千円 12,760
計	407,244	12,760	420,004	0	0	0	12,760

1 3 款 諸支出金

1 項 諸費

2 還付金及び 返納金	千円 10,000	千円 21,760	千円 31,760	千円	千円	千円	千円 21,760
計	15,967	21,760	37,727	0	0	0	21,760

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	千円 1,137	庁用備品購入費	千円 1,137

14 工事請負費	千円 5,733	入沢幹線用水路目地補修工事請負費	千円 5,733

10 需用費	千円 12,760	施設修繕料	千円 2,563
		機械器具等修繕料	10,197

22 償還金利息及び割引料	千円 21,760	障がい者医療費国庫負担金過年度分返還金	千円 1,964
		障がい者医療費道負担金過年度分返還金	209
		障がい者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金	689
		障がい者自立支援給付費道負担金過年度分返還金	345
		低所得者介護保険料軽減国庫負担金過年度分返還金	332
		障がい児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金	6,702
		障がい児入所給付費等道負担金過年度分返還金	201
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費	
		国庫負担金過年度分返還金	5,245
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	
		国庫補助金過年度分返還金	5,494
		感染症予防事業費等国庫補助金過年度分返還金	579

議案第 6 号

令和 6 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 29,922 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,037,617 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 382,502	千円 29,922	千円 412,424
	2 基金繰入金	50,122	29,922	80,044
歳 入 合 計		2,007,695	29,922	2,037,617

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 11,877	千円 29,922	千円 41,799
	1 償還金及び還付加算金	408	29,922	30,330
歳 出 合 計		2,007,695	29,922	2,037,617

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	382,502	29,922	412,424
歳入合計	2,007,695	29,922	2,037,617

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 諸支出金	11,877	29,922	41,799
歳出合計	2,007,695	29,922	2,037,617

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	29,922
0	0	0	29,922

2 歳 入 (保険事業勘定)

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 50,122	千円 29,922	千円 80,044
計	50,122	29,922	80,044

3 歳 出 (保険事業勘定)

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 8	千円 29,922	千円 29,930	千円	千円	千円	千円 29,922
計	408	29,922	30,330	0	0	0	29,922

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 29,922	介護給付費準備基金繰入金	千円 29,922

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	千円 29,922	介護給付費国庫負担金過年度分返還金 介護給付費道負担金過年度分返還金 介護給付費基金交付金過年度分返還金 地域支援事業国庫補助金過年度分返還金 地域支援事業支援交付金過年度分返還金 地域支援事業道補助金過年度分返還金 介護保険事業費補助金過年度分返還金	千円 15,753 5,268 5,527 836 980 508 1,050



承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

令和6年度八雲町一般会計補正予算（第5号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年8月2日

八雲町長 岩 村 克 詔

## 令和6年度八雲町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度八雲町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,037,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		千円 53,483	千円 4	千円 53,487
	1 繰越金	53,483	4	53,487
22 町債		1,080,800	5,100	1,085,900
	1 町債	1,080,800	5,100	1,085,900
歳 入 合 計		17,032,092	5,104	17,037,196

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		千円 5	千円 5,104	千円 5,109
	1 公共土木施設災害復旧費	5	5,104	5,109
歳 出 合 計		17,032,092	5,104	17,037,196

第2表

地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	5,100	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
20 繰越金	53,483	4	53,487
22 町債	1,080,800	5,100	1,085,900
歳入合計	17,032,092	5,104	17,037,196

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 災害復旧費	5	5,104	5,109
歳出合計	17,032,092	5,104	17,037,196

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	5,100	0	4
0	5,100	0	4

2 歳 入

20 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 53,483	千円 4	千円 53,487
計	53,483	4	53,487

22 款 町債

1 項 町債

8 災害復旧事業債	千円 0	千円 5,100	千円 5,100
計	1,080,800	5,100	1,085,900

3 歳 出

11 款 災害復旧費

1 項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 現年度災害復旧費	千円 0	千円 5,104	千円 5,104	千円 0	千円 5,100	千円 0	千円 4
計	5	5,104	5,109	0	5,100	0	4



節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 4	4 前年度繰越金	千円 4

1 公共土木施設災害復旧事業債	千円 5,100	災害復旧事業債	千円 5,100

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 5,104	公共土木施設災害復旧調査設計業務委託料	千円 5,104

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

区 分	6 年 度 中 増 減 見 込 額			6 年 度 末
	6 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	現在高見込額
1 普 通 債	354,000	0	354,000	2,750,814
2 災 害 復 旧 債	0	5,100	5,100	32,429
(1) 土 木	0	5,100	5,100	27,108
3 そ の 他	726,800	0	726,800	9,631,753
合 計	1,080,800	5,100	1,085,900	12,414,996

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 19 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 損害賠償額の決定について

町は、令和 6 年 5 月 8 日、八雲町住初町 138 番地の八雲町役場駐車場内において、公用自動車の前方不注意により、前方右側から左折してきた相手方車両と接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額   | 37,835 円         |
| 2 損害賠償の相手方 | *****<br>* * * * |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 30 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 損害賠償額の決定について

町は、児童手当現況届のシステム入力処理を誤ったことにより、未支給となっていた児童手当の支給に対応する遅延損害金について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額   | 6,177 円          |
| 2 損害賠償の相手方 | *****<br>* * * * |

報告第 3 号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 別紙

## 令和5年度決算に関する書類

自 令和5年4月1日  
至 令和6年3月31日

### 1 事業概要

令和5年度は、搾乳ロボット等により軽減された労働時間をデータの解析に充て、乳牛疾病の早期発見・治療、低コストでの自給飼料増産のほか、飼料設計の見直しによるコスト低減に取り組み、損失の減少や繁殖成績を向上させ、個体販売頭数の増加と和牛子牛生産販売を開始し、農業所得の向上に努めてきました。経営改善と労務改善に向けた取組を行いましたが、配合飼料や資材価格等が高止まりしている中、酪農経営の大幅な収益性向上には至らず、58,806千円の当期純損失となりました。

### 2 会計に関する事項

#### 決算の状況

#### 貸借対照表

令和6年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	463,112,370	<b>【流動負債】</b>	46,502,848
現金及び預金	308,536,370	買掛金	13,251,487
売掛金	57,346,129	未払金	31,298,493
製品	1,730,165	預り金	1,746,868
原材料	5,056,930	未払法人税等	206,000
仕掛品	70,758,080	<b>【固定負債】</b>	1,958,830,079
貯蔵品	283,948	長期未払金	89,103,079
未収入金	1,437,000	長期借入金	1,869,727,000
前払費用	13,667,500	負債の部合計	2,005,332,927
未収還付法人税等	1,269	<b>純資産の部</b>	
未収消費税等	4,294,979	<b>【株主資本】</b>	-198,395,611
<b>【固定資産】</b>	1,297,830,593	資本金	25,000,000
<b>【有形固定資産】</b>	1,293,891,116	利益剰余金	-223,395,611
建物	238,792,561	その他利益剰余金	-223,395,611
建物附属設備	5,453,041	繰越利益剰余金	-223,395,611
構築物	116,682,274		
機械装置	582,949,585		
車両運搬具	7,214,971		
工具・器具・備品	3,594,665		
土地	63,345,762		
乳牛	164,789,957		
育成仮勘定	111,068,300		
<b>【投資その他の資産】</b>	3,939,477		
出資金	2,855,000		
長期積立金	1,084,477		
<b>【繰延資産】</b>	45,994,353		
創立費	461,006		
土地改良費	2,769,635		
その他繰延資産	41,752,465		
開業費	1,011,247	純資産の部合計	-198,395,611
資産の部合計	1,806,937,316	負債及び純資産合計	1,806,937,316



損益計算書

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
生 乳 売 上 高	580,386,381	
生 物 販 売 高	32,790,314	
牧 草 等 販 売 高	12,658,583	
価 格 補 填 収 入	50,674,992	
そ の 他 売 上 高	7,969,728	
売 上 高 合 計		684,479,998
<b>【売上原価】</b>		
期 首 棚 卸 高	1,270,836	
生 物 販 売 原 価	54,147,935	
当 期 製 品 製 造 原 価	605,203,155	
期 末 棚 卸 高	1,730,165	
売 上 原 価		658,891,761
売 上 総 利 益 金 額		25,588,237
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		137,423,217
営 業 損 失 金 額		111,834,980
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	4,138	
受 取 配 当 金	3,150	
受 取 家 畜 共 済 金	23,271,060	
雑 収 入	50,138,370	
営 業 外 収 益 合 計		73,416,718
<b>【営業外費用】</b>		
支 払 利 息	12,297,070	
生 物 死 亡 原 価	9,827,817	
雑 損 失	127,210	
営 業 外 費 用 合 計		22,252,097
経 常 損 失 金 額		60,670,359
<b>【特別利益】</b>		
固 定 資 産 売 却 収 入	14,472,727	
受 取 共 済 金	1,658,800	
特 別 利 益 合 計		16,131,527
<b>【特別損失】</b>		
固 定 資 産 売 却 原 価	14,060,812	
特 別 損 失 合 計		14,060,812
税 引 前 当 期 純 損 失		58,599,644
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		206,000
当 期 純 損 失 金 額		58,805,644

## 令和6年度事業の計画に関する書類

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

### 1 事業計画

令和6年度は、所得率を向上させ酪農経営の安定を図るため、黒毛和種の受精卵をホルスタインに移植する技術により和牛素牛生産を行うとともに、乳牛の舎飼預託を開始することで経営改善を進めていきます。また、株式会社青年舎は、生乳生産・和牛素牛生産事業とともに、将来の酪農経営に携わる新規就農者や雇用就業者などの人材を育成するため、酪農に必要な技術習得、経営管理、理論学習等の実践的な教育を担うことを目的として設立しており、各事業については、以下の方針に基づき推進してまいります。

#### (1) 各事業の推進方法

##### ア 家畜排せつ物の有効利用による地域循環の推進

- ・令和6年4月から稼働したバイオマス発電による売電収入の確保に向けた安定動作環境の構築
- ・発生する消化液を液体肥料として有効に農地へ還元
- ・固液分離させた固形物を敷料として再生・再利用する技術の確立

##### イ 新規就農者の確保と担い手の育成

- ・関係機関と協力し実践研修を行うとともに、技術、経営両面から座学講義を支援
- ・意欲ある就農希望者を地域内外から募集し、技術習得から独立就農までの研修を行い、きめ細かなサポートを関係機関と実施

##### ウ 育成預託事業

- ・町営育成牧場の活用による預託頭数の確保
- ・繁殖管理を確実にを行い、受胎成績の向上に努める。
- ・乳牛の舎飼預託を開始し収入の増加を図る。

##### エ 和牛受精卵移植事業

- ・和牛素牛販売により乳代以外の収入の増加を図る。
- ・乳牛の個体改良の促進により経営改善を図る。

報告第 4 号

株式会社木蓮の経営状況の報告について

株式会社木蓮の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 別紙

## 令和5年度決算に関する書類

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

### 1 事業概要

令和5年度は、本社部門として八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を中心とした業務を受託し、その結果8社/4,217千円の受託手数料に加え、木彫り熊グッズの販売により3,149千円を収入源としましたが、人件費等が増加したことにより、10,010千円の当期純損失となりました。

丘の駅部門は、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館「丘の駅」の運営を担い、コロナ5類への移行による観光需要の回復、各種イベントへの積極的参加により、10,325千円の当期純利益となりました。

また、廃校活用事業の運営については、ワーケーションモニターツアーやイベント活用による利用率が増加した一方、冬期間の水道光熱費が上昇したことにより、63千円の当期純損失となりました。

連結決算においては、「丘の駅」の営業実績が改善されたことにより、252千円の当期純利益となりました。

### 2 会計に関する事項

#### 決算の状況

#### 貸借対照表

令和6年3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	34,254,470	<b>【流動負債】</b>	5,748,018
現 金 預 金	17,399,932	買 掛 金	3,060,432
売 掛 金	2,036,734	未 払 金	1,862,739
有 価 証 券	5,200,000	未 払 法 人 税 等	300,700
商 品	7,353,599	未 払 消 費 税 等	359,000
未 収 入 金	2,264,205	預 り 金	165,147
<b>【固定資産】</b>	2,088,592	負 債 の 部 合 計	5,748,018
<b>【有形固定資産】</b>	2,080,902	純 資 産 の 部	
建 物 付 属 設 備	552,817	<b>【株主資本】</b>	30,595,044
構 築 物	974,660	資 本 金	30,000,000
車 両 運 搬 具	298,632	利 益 剰 余 金	595,044
器 具 備 品	254,793	そ の 他 利 益 剰 余 金	595,044
<b>【投資その他の資産】</b>	7,690	繰 越 利 益 剰 余 金	595,044
自動車リサイクル預託金	7,690	(うち当期純利益金額)	252,434
		純 資 産 の 部 合 計	30,595,044
資 産 の 部 合 計	36,343,062	負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,343,062

## 損益計算書

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

(単位： 円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
本 社 売 上 高	7,366,823	
丘の駅物産館売上	85,641,679	
ペコレラ学舎売上	4,793,875	
売 上 高 合 計		97,802,377
<b>【売上原価】</b>		
期首商品棚卸高	2,514,135	
商品仕入高	62,151,970	
合 計	64,666,105	
期末商品棚卸高	7,353,599	
売 上 原 価		57,312,506
売上総利益金額		40,489,871
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販売費及び一般管理費合計		41,096,600
営業損失金額		606,729
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	213	
雑 収 入	1,107,748	
営業外収益合計		1,107,961
経常利益金額		501,232
<b>【特別利益】</b>		
固定資産売却益	51,902	
特別利益合計		51,902
税引前当期純利益金額		553,134
法人税等		300,700
当期純利益金額		252,434

## 令和6年度事業の計画に関する書類

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

### 1 事業計画

株式会社木蓮は、八雲町で創業を希望する人材に対し、実践的な業務への従事と独自の教育カリキュラムを通じてクオリティーの高い人材を輩出し、「創業」・「事業承継」・「就業」へとつなげることを目的として設立しており、以下の方針に基づき三つの部門による事業展開をしてまいります。

### 2 各部門の事業展開

#### (1) 木蓮部門（本体）

- ・企業版ふるさと納税による自治体PR事務業務
- ・人材育成事業（八雲高校ビジネス科との「町おこし事業」）
- ・全部門の経営及び運営管理

#### (2) 丘の駅部門（八雲町情報交流物産館）

- ・物産振興事業（アンテナショップの特性を生かした強化商品の販売）
- ・店舗全体の高利益貢献アイテムの分析及び効率改善を目指した店舗運営
- ・新規テイクアウトアイテムの商品開発
- ・町内特産品販売業務（外販）

#### (3) 観光・交流促進部門（ペコレラ学舎）

- ・廃校を活用したテレワーク及びワーケーション事業の企画立案・実行
- ・関係人口拡大事業

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和6年9月4日提出

八雲町長 岩 村 克 詔